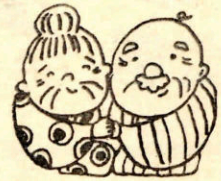


# 老人医療受給者証を更新します

～ 切替えの手続きを忘れずにしましょう～



老人医療費受給者証の有効期限は6月30日です。次の日程で新しい受給者証の交付を行ないますから、必ず手続きをすませてください。この更新交付の手続きは代理の方でも結構です。

なお、今年から老人医療費受給者証の発行事務を電算業務に委託したため、受給者氏名をカタカナ読みにしました。このため充分留意したつもりですが、もし誤った読み方になっておりましたら、交付の際に係員に申し出てください。

### ◆当日持参するもの・・・

- ①現在使っておられる受給者証。  
(注) この受給者証がない場合、新しい受給者証を交付することができませんので、必ず持参してください。
- ②老人医療費受給者が加入しておられる保険証または共済組合員証。
- ③印かん

### ◆有効期間のすぎた

受給者証は無効です！

老人医療費受給者証には有効期間が記載されており、現在使用中(黄色)のものは7月1日以後は使用できません。

必ず新しい受給者証(うぐいす色)と切替えてお使いください。

### ◆日程表

月 日	時 間	場 所	対 象 区 域
6、25(月)	9:00~11:00	俵山支所	俵山全区
〃	13:30~15:00	渋木児童館	渋木全区、真木
6、26(火)	9:00~16:00	仙崎支所	白方全区、祇園町、南町、栄町、本町、北本町、洲崎町、今浦町、鍛冶屋町、中新町
6、27(水)	9:00~16:00	〃	新町、幸町、旭町、錦町、新屋敷町、新開町、鳥越町、大日比、大泊、青海
〃	13:00~16:00	通 支 所	通 全 区
6、28(木)	9:00~16:00	市役所玄関ロビー	東深川全区
6、29(金)	9:00~16:00	〃	西深川全区、大河内、小河内、殿台、河原
〃	13:30~15:30	大谷屋 車庫	門前、湯本、三ノ瀬

### ◆福祉医療費(重度身障者用)受給者証も・・・

福祉医療費(重度身障者用)受給者証も有効期限が6月30日ですが、この方には新しい受給者証を、本人あてお届けします。

お手許に届いたら、古い受給者証を市福祉事務所または各支所に返してください。

◆下表の所得制限基準額をこえる方は対象になりません。

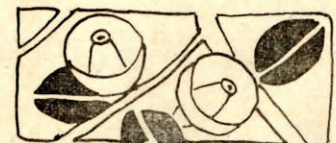
(所得制限基準額)

扶養親族等の数	本 人	扶養義務者等
0 人	2,650,000円	8,490,000円
1 人	3,000,000円	8,840,000円
2 人	3,290,000円	9,130,000円
3 人	3,580,000円	9,420,000円
4 人	3,870,000円	9,710,000円
5 人	4,160,000円	10,000,000円

(注) 老人扶養親族については、上記基準額に1人について60,000円が加算されます。

詳しいことは、市福祉事務所庶務係へお問い合わせください。

☎ 2111 内線 273



### 水道課から

### 水道料金集金人募集

- ▶募集人員 1名
- ▶年齢及び性別  
○年齢 20歳以上、男女を問いません。
- ▶申込期日 6月25日(月)まで
- ▶業務内容  
湯本、門前、河原、板持1、2、3、4区、藤中、中山の各区の水道料金集金業務、隔月集金、1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月
- ▶申込先、問い合わせ先  
市役所水道課へ。 ☎ 2111内線256

## 青少年を非行から守りましょう！

### 全国強調月間 7月1日-31日